

売渡物品事故処理要領

売買取引の成立後に発見した事故品の処理については、条例第55条第1項ただし書および規則第39条の規定のほか、この要領によるものとする。

1 事故品の処理方法

- (1) 卸売業者は、売買取引の成立後に仲卸業者または買受人からその物品が事故品に該当するものとして異議の申立てがあったときは、売渡物品検査申請書を市長に提出して確認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号の申請があった場合は、販売担当責任者および異議を申し立てた仲卸業者または買受人を立会わせて事故の程度の確認をするものとする。
- (3) 事故品の確認をする場所は、特別の場合を除き、卸売場とする。
- (4) 異議の申立ては、特別の場合を除き、事故品の販売当日の正午までとし、当該物品を市場外へ搬出する以前に行わなければならない。

2 証明書の交付

市長は、事故品であることを確認したときは、申請者に対し売渡物品事故確認証明書を交付するものとする。

3 その他

卸売業者は、業務担当者による恣意的な事故処理を防止するため、事故処理を担当する責任者を定め責任体制を明らかにするとともに、内部における事故処理手続を明確にするものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。